

會津分領
知行五拾石
進之儀如目
録全可有領
知者也
慶長六
十月十八日 秀行團
参
示現寺

蒲生秀行知行状

解説 蒲生秀行が示現寺に対し、寺領五十石をあてがったものである。

右那摩郡下柴之内高松寺分七百廿石
築寮寺分五百石白山免心田六百五十石
天神心田百卅石合而仁千斯之所年
具八駄河沼之庄上田之内阿弥院免心田
年貢仁駄所合而十駄之所永代示現寺
之内囃月院江令寄進所也於向後為不可
有相違御判形申請所進也仍如件
天正十二年九月十七日
富田能登守
囃月院江
参
(押紙)

盛氏より申請候事

註 ① 耶麻郡 ② 現在の喜多方市関柴町下柴 ③ 年貢 ④ 一駄とは馬一頭の背に負わせて運べる量 ⑤ 河沼庄。現在の河沼郡の東部一帯。西部は鯉河庄とよばれた ⑥ 代田。現在の河沼郡河東町代田 ⑦ 免田。年貢・公事を免除された田 ⑧ 示現寺の子院
解説 富田能登守が示現寺囃月院に耶麻郡下柴村の内年貢八駄、河沼庄代田村の内年貢二駄、合わせて年貢十駄の地を寄進したものである。
盛隆が、養父盛氏の印を襲用しているが注目される。

朱印(花押) (印文「止々齋 花押」署名盛隆)